

福祉病院事業法人に係る証明（規則第6条第4号及び第7号用）

■証明申請にあたっての必要な書類（各2部提出）

- ・証明申請書(様式2-1)
- ・証明申請書の別紙
- ・要件毎の添付書類

《厚生労働大臣が証明する基準》

1. 事業等要件（法人税法施行規則第6条第4号）

【（イ又はロ又はハに該当）かつ（ニに該当）】又は【ホに該当】に該当すること。

イ. 医療法第22条第1号及び第4号から第9号まで（地域医療支援病院の施設の基準）に掲げる施設のすべてを有していること。

（添付書類）

- ・地域医療支援病院である場合は、都道府県知事の承認書の写し
- ・地域医療支援病院ではない場合は、①～⑦は、当該施設を図示した病院の配置図及び平面図、⑧は当該自動車の写真及び車検証の写し

①集中治療室

②化学、細菌及び病理の検査施設

③病理解剖室

④研究室

⑤講義室

⑥図書室

⑦医薬品情報管理室

⑧救急用又は患者輸送用自動車

ロ. 医師法第11条第2号（医師国家試験の受験資格）若しくは歯科医師法第11条第2号（歯科医師国家試験の受験資格）に規定する実地修練又は医師法第16条の2第1項（臨床研修）に規定する臨床研修を行うための施設を有していること。（次の①から③のいずれかに該当すること。）

①大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院

（添付書類）附属病院であることが確認できる書類

②医師法施行規則第11条における厚生労働大臣の指定した病院

（添付書類）厚生労働大臣の指定書の写し

③臨床研修病院としての指定を受けている病院

（添付書類）厚生労働大臣の指定書の写し

ハ. 厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士若しくは視能訓練士の養成所を有し、又は医学若しくは歯学に関する学校教育法の規定による大学（旧大学令の規定による大学及び旧専門学校令の規定による専門学校を含む。）の教職の経験若しくは担当診療科に関し5年以上の経験を有する医師若しくは歯科医師を指導医として、常時3人以上の医師若しくは歯科医師の再教育（再教育を受ける医師若しくは歯科医師に対して報酬を支給しないものに限る。）を行っている

こと。(次のどちらかに該当すること。)

①保健師、助産師、看護師(准看護師を含む。)、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の養成所を有すること。

(添付書類)

・厚生労働大臣又は都道府県知事による養成所の指定書の写し

②大学の教職の経験若しくは担当診療科に関し5年以上の経験を有する医師又は歯科医師を指導医として、常時3人以上の医師又は歯科医師の再教育を行っていること。

(添付書類)

・「診療科毎の指導医の名簿、各指導医の医師免許の写し及び略歴書」及び「当該年度中に再教育を受けた医師及び歯科医師の名簿」

二. 生活保護法第15条(医療扶助)若しくは第16条(出産扶助)に規定する扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法第76条第2項の規定により算定される額及び同法第85条第2項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第85条の2第2項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の10分の1に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10分の1以上であること。

$\frac{A+B}{C}$ が、10%以上であること。(患者数はすべて延べ数とする。)

A. 生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数

B. 無料又は診療報酬(入院時食事療養費を含む。)を10%以上減額した患者数

C. 患者総数

(添付書類)

・「法人の診療報酬について規定した書類の写し」及び「申請に係る年度中におけるA~Cの実績数を記載した書類」

ホ. 社会福祉法第69条第1項(第2種社会福祉事業開始の届出)の規定により同法第2条第3項第9号(無料又は低額な料金による診療事業)に掲げる事業を行う旨の届出をし、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従って当該事業を行っていること。

$\frac{A+B}{C}$ が、10%以上であること。(患者数はすべて延べ数とする。)

A. 生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数

B. 無料又は診療報酬(入院時食事療養費を含む。)を10%以上減額した患者数

C. 患者総数

(添付書類)

・「社会福祉法第69条第1項に基づく都道府県知事への届出書の写し」、「法人の診療報酬について規定した書類の写し」及び「申請に係る年度中におけるA~Cの実績数を記載した書類」

2. 収入要件（平成20年厚生労働省告示第298号）

以下の $\frac{\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}}{\textcircled{4}}$ が、8割を超えること。

- ①社会保険診療に係る収入金額
- ②労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬
 - ・当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。
- ③健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額
 - ・当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限ること。
- ④全収入金額（法人の事業収入）
（添付書類）
 - ・当該医療機関の診療報酬規程の写し
 - ・①から④までの金額について確認できる書類（決算書、正味財産増減計算書、法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。）等）の写し